(ｵ)　１・３・５・７－テトラアセチル－１・３・５・７－テトラアザシクロオクタン（別名ＴＡＴ）
(ｶ)　１・４・５・８－テトラアザデカリン
(ｷ)　１・３・５－トリクロロベンゼン
(ｸ)　１・２・４－ブタントリオール
⑵　軍用燃料であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも１を含む混合物
ア　航空機用燃料（最終製品に限る。）
イ　火炎放射器又は焼夷弾用の炭化水素燃料の増粘剤を含む物質（金属ステアリン酸塩、パルミチン酸金属（オクタルを含む。）並びにＭ１、Ｍ２及びＭ３の増粘剤を含む。）
⑶　火薬又は爆薬の安定剤となる物質のうち、Ｎ－メチル－ｐ－ニトロアニリン
⑷　粉末状の金属燃料であって、次のいずれかに該当するもの
ア　粒子の径が３マイクロメートル以下の鉄（水素で酸化鉄を還元する方法を用いて製造したものに限る。）の粉であって、鉄の純度が99パーセント以上のものからなるもの（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによりカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）又はそれを含む混合物
イ　粒子が球形で、かつ、その径が60マイクロメートル以下のアルミニウムの粉であって、アルミニウムの純度が99パーセント以上のものからなるもの又はそれを含む混合物
⑸　次のいずれかに該当するもの（⑴ア又は⑷に掲げる物質を含む混合物を除く。）
ア　アンモニウムピクレート
イ　黒色火薬
ウ　ヘキサニトロジフェニルアミン
エ　ジフルオロアミン
オ　硝化でんぷん
カ　硝酸カリウム
キ　テトラニトロナフタレン
ク　トリニトロアニソール
ケ　トリニトロナフタレン
コ　トリニトロキシレン
サ　Ｎ－ピロリジノン
シ　１－メチル－２－ピロリジノン
ス　ジオクチルマレート
セ　エチルヘキシルアクリレート
ソ　次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　トリエチルアルミニウム（別名ＴＥＡ）
(ｲ)　トリメチルアルミニウム（別名ＴＭＡ）
(ｳ)　発火合金であって、アルキル及びアリルの結合したリチウム、ナトリウム、マグネシウム、亜鉛又はほう素
タ　ニトロセルロース
チ　ニトログリセリン（グリセロールトリニトレート、トリニトログリセリン）
ツ　２・４・６－トリニトロトルエン（別名ＴＮＴ）
テ　エチレンジアミンジニトレート（別名ＥＤＤＮ）
ト　ペンタエリスリトールテトラニトレート（別名ＰＥＴＮ）
ナ　アジ化鉛、ノーマル若しくは塩基性のスチフニン酸鉛、又は起爆剤若しくは起爆用配合剤であって、アジ化物若しくはアジ化物錯体を含むもの
ニ　トリエチレングリコールジニトレート（別名ＴＥＧＤＮ）
ヌ　２・４・６－トリニトロレゾルシノール（スチフニン酸）
ネ　ジエチルジフェニル尿素
ノ　ジメチルジフェニル尿素
ハ　メチルエチルジフェニル尿素（セントラリット）
ヒ　Ｎ・Ｎ－ジフェニル尿素（非対称ジフェニル尿素）
フ　メチル－Ｎ・Ｎ－ジフェニル尿素（メチル非対称ジフェニル尿素）
ヘ　エチル－Ｎ・Ｎ－ジフェニル尿素（エチル非対称ジフェニル尿素）
ホ　２－ニトロジフェニルアミン（別名２－ＮＤＰＡ）
マ　４－ニトロジフェニルアミン（別名４－ＮＤＰＡ）
ミ　２・２－ジニトロプロパノール
ム　ニトログアニジン
13　船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　船舶又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
ア　軍用に設計した船舶（潜水艦を含み、修理中であるかないか若しくは運用中であるかないか又は兵器を発射する装置があるかないか若しくは装甲があるかないかを問わない。）又はその部分品であって、軍用に設計したもの
イ　アに掲げる船舶の船体若しくはその部品又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
ウ　船舶（潜水艦を除く。）であって、次のいずれかに該当するものを取り付け又は組み込んだもの（アに該当するものを除く。）
(ｱ)　次のいずれかに該当するもの
ａ　１⑴に掲げる自動式の銃砲であって、口径12.7ミリメートル以上のもの（⑹に該当するものを除く。）
ｂ　１⑷に掲げるもの（⑹に該当するものを除く。）
ｃ　３に掲げるもの（⑯に該当するもの及びそのためのシミュレーターを除く。）
ｄ　４に掲げるもの
ｅ　16に掲げるもの
ｆ　21に掲げるもの（⑹タに該当するものを除く。）
(ｲ)　(ｱ)に掲げるものの銃架若しくは砲架又は(ｱ)に掲げるものを設置するための補強構造
(ｳ)　６に掲げる射撃統制装置
(ｴ)　化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能（大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口又は気密室を組み込んだ出入口を含む。）を有する居室を有し、かつ、水を用いて船舶の上部構造及び甲板を同時に洗浄することができる装置であって、浄化のために設計したものを有するもの
(ｵ)　銃砲の機能を妨げるための能動式の装置であって、４、６⑻又は32に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの
ａ　化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能（大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口又は気密室を組み込んだ出入口を含む。）を有する居室
ｂ　ステルス技術を用いて設計した船体及び船舶の上部構造
ｃ　熱痕跡減少装置（動力装置の効率を高め、又は環境への影響を低減するために特に設計したものを除く。）
ｄ　船体の磁気痕跡減少装置
エ　軍用に設計したフェリー（ア及びウに該当するものを除く。）
⑵　軍用に設計したエンジン若しくは推進装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
ア　潜水艦用に特に設計したディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの
(ｱ)　出力が1.12メガワット（1,522.8馬力）以上のもの
(ｲ)　回転速度が毎分700回転以上のもの